

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号	
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の許可取消等(1)	根拠条項	第 72 条第 1 項	
処分基準	<p>社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、社会福祉法第 7 2 条第 1 項に規定されている事由による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 6 2 条第 6 項（社会福祉施設の設置許可）の規定による条件に違反していること。 2 第 6 3 条第 1 項（変更の届出）若しくは第 2 項（変更の許可）、第 6 8 条（第 1 種社会福祉事業の変更及び廃止の届出）、第 6 8 条の 3（第 2 種社会福祉事業の変更の届出）若しくは第 6 9 条第 2 項（第 2 種社会福祉事業の廃止の届出）に違反したこと。 3 第 7 0 条（調査）の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。 4 第 7 1 条（改善命令）の規定による命令に違反したこと。 5 その事業に関し不当に営利を図っていること。 6 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき 			
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課	目次 No. 3 8